

変更届出書(別記様式第二号)の添付書類一覧

(必要に応じ、この他の書類の提出をお願いします。)

- 変更後10日以内に届け出る必要があります。(グループホームの住居追加、介護給付費等の請求に関する事項に関する届出を除く。)
- ※ 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援において、定員増を行おうとする場合は、あらかじめ指定の変更申請を行う必要がありますのでご注意ください。
- 変更届出書の「変更の内容」欄には、変更内容を具体的に記載してください。

建築基準法令等の検査(確認)済証、消防の検査済証又は点検結果報告書の写し等を添付(表紙のみで可)
※訪問系サービス、就労定着支援、自立生活援助、一般相談支援は不要

変更事由	必要書類	付表	定款・寄附行為・条例	事業者の登記事項証明書	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体系図	経歴書					資格免状の写し	サービス管理者責任者研修修了証明書	相談支援従事者初任研修修了証明書	就労選択支援員養成研修修了証明書	基礎的研修修了証明書	実務経験(見込)証明書	事業所・施設の位置図	平面図及び概況写真	設備・備品等一覧表/建築物関連法令等に関する届出	運営規程	主たる対象者を特定する理由等	協力医療機関との契約内容	不動産登記簿又は賃貸借契約の写し	施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
							管理者	サービス提供責任者	サービス管理責任者	相談支援専門員	同行援護・行動援護従事者															参考様式3
1	事業所(施設)の名称	●																			●					
2	事業所の所在地(施設の設置の場所)	●																	●	●				●		
3	申請者(設置者)の名称【法人名変更】			●																	●					
4	主たる事務所の所在地【法人本部・市町村役所の移転】 * 電話・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること			●																						
5	代表者の氏名及び住所 * 変更届に代表者の氏名のフリガナを記載すること。			●																						
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業指定に係る事業に関するものに限る。)		●	●																						
7	事業所の種別(併設型・空床型・単独型)【短期入所事業所のみ】	●																				●				
8	事業所(施設)の建物の構造若しくは平面図又は設備の概要																		●	●						
9	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員【短期入所事業所のみ】	●			●														●	●						
10	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	●			●	●	●					▲														
11	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	●			●	●		●				●											▲			
12	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名及び住所	●			●	●		●				▲	●	●									▲			
13	運営規程	▲																				●				
	上記以外の従業者の職種・員数の変更の場合(※1)	●			●	●																●				
14	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容又は医療機関との協力体制の概要	●																					●			
15	関係機関(障害者支援施設等)との連携体制及び支援の体制概要【共同生活援助事業所のみ】	●																							●	
16	提携する公共職業安定所その他の関係機関の名称【就労選択支援及び就労移行支援事業所のみ】	●																								
その他	同行援護・行動援護従事者の変更	●			●	●					●	●											▲			
	相談支援専門員の変更	●			●							●											●			
	就労選択支援員の変更【就労選択支援事業所のみ】				●									●												
	就労支援員又は就労定着支援員の変更【就労移行支援又は就労定着支援事業所のみ】				●											●										

NPO法人等で代表者が登記事項証明書に記載されない場合は理事会議事録の写し等

定款・寄附行為に変更があった場合に届出が必要なのは就労継続支援A型のみ

管理者の資格要件がある場合に必要に応じ提出

サービス提供責任者等の人数が増減する場合に提出

付表の記載事項に変更がある場合に提出

必要に応じて提出(社会福祉主事任用資格等)

必要に応じて提出

※1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護(以下、訪問系事業)の居宅介護員等の変更については、年1回以上の届出(時期は任意)を行うこと。

※2 ヘルパー2級の場合は介護等の3年以上の実務経験がわかる実務経験証明書を添付すること。

管理者及びサービス管理者責任者以外の従業者については、加算に変更がないような人数の増減や人員交代があった際の届出は不要です。ただし、配置にあたり資格を要する職種の人員変更については、資格要件を満たしているか事業所において適切に確認してください。